

令和5年第3回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年6月28日（水）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
 - (1) 陳情第2号 (仮称) 白井市議会基本条例の制定を求める陳情について
 - (2) 議案第11号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第12号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務企画常任委員会の所掌する科目について
 - (5) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由 紀 子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
 - 参考人 徳 本 悟
栗 原 茂 幸
 - 執行部
副 市 長 山 下 英 之
総 務 部 長 松 丸 健 一
企画財政部長 津々木 哲 也
総 務 課 長 齊 藤 祐 二
秘 書 課 長 高 山 博 亘
公共施設マネジメント課長 鈴 木 隆 宗
危機管理課長 宇 賀 慎 一
企画政策課長 村 越 貴 之
財 政 課 長 富 田 宏 美
課 税 課 長 今 井 美 由 紀
子育て支援課長 相 馬 正 樹
文化センター長 高 花 宏 行
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘

庶務係長 今井好美
主 事 金子直史

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 皆さん、おはようございます。本日の陳情審査より2年間、総務企画常任委員会の所掌する案件に対してこの6人で審議してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、田中委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行っていただきたいと思います。

これから、日程に入ります。

(1) 陳情第2号 (仮称) 白井市議会基本条例の制定を求める陳情について

○田中和八委員長 日程第1、陳情第2号 (仮称) 白井市議会基本条例の制定を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第2号の参考人として、陳情者の徳本悟さん、栗原茂幸さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

初めに、参考人より陳情の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分、よろしくお願いをいたします。

なお、陳情者からの参考資料については委員会に既に配付済みのため、説明は不要とさせていただきます。

参考人、説明お願いをいたします。徳本参考人。

○徳本 悟参考人 陳情について審査いただく機会を設けていただきありがとうございます。

それでは、長い文章ではありませんので、陳情の内容について、そして趣旨について簡単に読み上

げる形で説明させていただきます。

陳情した事項としては、全国の7割の市議会が制定している議会基本条例を白井市でも制定されることを求めますという内容です。

その趣旨ですが、まず1つ目、さきの市議会議員選挙の結果、新人議員が3分の1を占め、女性議員の比率が全国1となった新しい白井市議会がスタートした下で、議会の組織及び運営の方針と、基本的ルールを定める条例と言われる議会基本条例を制定する意義は非常に大きいこと。

2つ目、地方分権推進に伴い、議会の役割と権限が強化されている一方で、直近の市議会議員選挙の投票率が、前回は44.74%、そして今回は43.77%と50%を大きく割り込むなど、市議会と議員の活動に対する期待と関心の低下が顕著になっていること。なお、昭和62年では77.04%、平成12年でも68.25%、さらに平成27年でも50.97%と過半数の有権者の投票は参加しておりました。他方、NHKが2019年に行った地方議員は必要か、3万2,000人の大アンケートでは、議員自身からも、その役割等について厳しい自省の弁が多数寄せられたところ。こうした中で、地方議会自らが議会の活性化、議会の改革の取組を積極的に行うようになる中で、その大きな柱として制定が進められてきたのが議会基本条例であり、既に全国では70%を超える市議会が制定済みとなり、この点で白井市は大きく立ち後れていると思われること。

3番、新白井市議会では、議長に議会改革を進めることを表明された岩田議長及びその補佐を表明した秋谷副議長が全議員の投票を受けて就任しており、市民としても、議会改革の前進を大いに期待していること。

4つ目、他方、市民としても反省しなければならないと感じていることがあります。その第1は、現市長は2期連続で無投票ということで、1度も市民の投票による信任を受けていないこと。2つ目は、市議会議員選挙における投票率が2回連続で40%の前半という中で半数を大きく下回ってしまっていること。つまり、二代表制とは言っても、白井市の場合は、上記の2点において不完全な代表制の状態にあると考えられることということが、陳情の趣旨です。

日本の投票率が非常に低いということは、特に北欧だとかデンマークなどでは平均で85%をまず下回ることはない。若い人でも75%を下回ることがないと言われていました。しかし、白井市含めて、日本の場合は投票率が非常に低迷している。その中でも、若い人は30%そこそこという。それで、本当に二代表制とか、市民の、主権者の負託を得た議会とか首長と言えるのかどうなのか、そこが根本的に問われる事態になってきていると思います。

これについては、市民としても大いに反省しなければならないと同時に、それぞれの当事者のほうでも、議会含めて、できる努力はどんどん積極的にやっていく必要があると考えています。なお、議会基本条例を制定すれば全てが万々歳かと考えているかと聞かれれば、そうではありません。文字どおり、スタート時点によろやく立つということだと私は思っています。

なお、その中身については、条例ですから、議員さん自身で決められる内容ですので、私どもとし

ては、これをこうしてほしいとか、そういうことについては、今度の陳情の中には、内容としては含まれておりません。

以上です。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 続いて、私のほうから、事前に、議会基本条例の陳情をめぐってというのと、議会基本条例の制定という2枚のプリントを配付していると思うんですが、まずは、大変申し訳ない、誤植がありますので、その訂正があります。基本条例の陳情をめぐっての、1、地方分権一括施行以前、これは前でいいんですが、2のほうは、以後じゃなくて以前のままになっていますので、当然これは2のほうは以後、2000年4月以降の話です。

私が申し上げたいのは、議会基本条例という言葉自体が、2000年までの間に小中学校で社会科を勉強した我々、あるいは議員の皆さんも知らない用語であると。その当時、学校で習っている地方自治といえば、機関委任事務とか三割自治とかという、そういう単語でもって地方自治を説明しております、議会の役割ということについてほとんど触れないのが学校教育の現状である、あるいは日本の地方自治としての現状であると。それが大きく変わるのは、2000年の中央分権一括法の施行以後なんです、今現在どうなっているかといいますと、白井市の中学生が使っている、これはその教科書、公民で、この教科書を市全域で使っているんですが、その教科書の中に一体どう記述されているのかということについて、皆さん、あるいは我々が自覚して、実は中学生はこんなふうに勉強して地方自治について考えているんですと。それを踏まえないで、我々は地方自治のことを施行していいんだろうかという議論があって発言いたします。

施行以前のことについて申し上げますと、実は今申し上げましたとおり、機関委任事務と三割自治という、その当時、私が高校で教えていたときの現代社会の資料集なんです、そういうことを詳しく使って書いてあります。当然二元代表制なんていう言葉はありません。そういう中で、我々は現代社会について学んでいたということなんです。それが、地方分権一括法が施行することで大きく変わるわけです。よく御存じだと思いますが、機関委任事務の廃止、そしてまた、これは書いてあることなんです、中央集権型の上下関係から、実は地方分権型の対等関係へ国と地方公共団体の関係が大きく変わったと。あるいは、松下圭一風に言うと、官治集権型から自治分権、官僚が上から治めるというのが官治です。自ら治めるというのが自治です。中央集権から地方分権へと、この改革を推進してきた政治学者の松下圭一氏の言葉なんです、それを書いていなかったのが1つ申し上げました。

二元代表制というのは、20世紀の間にはほとんど出回っていない言葉なんです。初期の言葉として西尾さんの言葉を書いていたんですが、二元的代表民主制という言葉が、都民参加の都政システムという、都の中での研究会で西尾さんが調査発表した、その調査報告書の中で言っている言葉なんです。その内容について文面にしなかったのが、ここで口頭で申し上げますと、こんなふうに彼は言っています。議会は決して自治体の最高機関ではない。つまり、国会が最高機関だということに対比して言

っているんです。議会はまた立法権を完全独占していない唯一の立法機関だというのが憲法にあるんですが、それとも違ふと。つまり、首長の拒否権があった。その反面で、行政権の一部も所掌する。例えば契約案件の議決等。憲法に書いてあるんですが、地方自治は議決機関という言い方をしていないということについて、その意味を付け加えるところ言えるだろうというのが、西尾さんの言い方です。要するに、自治体の団体意思決定は長と議会に分掌され、あるいは長と議会の相互作用によってなされると、それが二元ということです。それぞれ住民によって直接選ばれる首長と議会が2つ別々に選ばれると。これは議院内閣制との基本的な違いだということ、ここで鮮明に言っているわけです。考証としては、いろんところで、現在政治学の小辞典では20世紀になってから出てくると。あるいは、我々がよく使っていると思いますが、広辞苑という岩波の、あの辞書の中でも、実は2008年版から、このことが採録されているんです。そこでは二元的代表制という言い方、的という字が入っていますが、いずれにしても、20世紀にはない言葉が21世紀になって分権化が進む中で、この言葉が登場し普及してきて、我々がそれを身近に、中学生までがそれを知っている状況が現在がということ、を申し上げているわけです。

中学生がどんなふうにとということで最後に返ってきましたが、この教科書の本文の中で、地方自治の仕組みという項目の中で、住民が地方議員と市長という2種類の代表を選ぶ二元代表制が地方自治の特徴ですと、こういう文言が教科書の本文に出てきます。コラムの欄で、これ、公民アクセスという欄があるんですが、そこでは、こう言っているんです。地方議会で議論を活発にし、住民により身近な存在にするために議会基本法を定めるなど、議会改革に取り組む地方公共団体が増えています。こういう文言が入っている教科書を、市内の中学生全員がこれを目にしているという現状なんです。ただ、それを我々20世紀に学校教育で習ったものは、耳にしないまま、目にしないまま来ていたと。地方分権の中でそういう言葉が出てきて、議会の役割が大切だということ、をこんなふうに言っているんだけど、実際のところどうなんですかと。それをきちんと取り決めとして取り上げるものとして議会基本条例があるんじゃないですか。全国で7割だと。千葉でも、市町村で3割以上がもう採択していますので、ぜひ白井市でもそれを取り上げていただきたい。内容については、議会の中で、総合議論の中で決めていただければ結構なんですが、議会の役割が大きいんだと。市長と並んで、あるいは市長と伍して、場合によっては市長を超える形で議会の役割があるので、その役割の大切さというのをこういう形で文言化するというのが必要なのではないですかというのが、今回の陳情の趣旨でございます。

以上です。

○田中和八委員長 あと2分ぐらいありますけど、よろしいですか。

○栗原茂幸参考人 もう一枚の基本条例の制定という、そういう別の紙を用意しましたが、これは、あり得るべきいろいろ議論についての、にわか勉強的な感じがしないでもないんですが、下に参考文献をいろいろ挙げましたけども、そういう中で、議会改革の契機点は何なのかというのは、議会が議

案を慎重に審議した上で結論を出すのが、議会の基本的なあり方でしょう。実は先ほど片山善博氏の名前が出てきませんでしたが、そろそろ変わろう地方議会と、基本条例をつくれればそれでいいわけじゃないでしょうという中で彼が言っているのはこの2つなんです。現状は、執行部から内々説明を受けて、もう可決することを事前に決めて、議会が実質審議の場になっているんですかという、白井市がどこまで当たっているかどうかというのはちょっと定かでないものがありますが、片山さんがそんなふうに、それは国政で自民党で事前協議制というのがあって、与党は国会ではあまり質問する意見を言わなくても済むと、前もってこう決めているからという話が中央議会のほうにもかなり浸透しているんじゃないかという意見が1つです。もう一つは、議会での質問と答弁のやり方が現状はという片山さんの意見ですが、質問する側も答弁する側も、お役人がつくった原稿をひたすら読んでいると、こういうのがあるんじゃないですかという疑問です。これも白井でどこまで当たっているかどうかというのは、私は不分明ですが、こんな形で、場合によっては、国会でもそうですが、質問事項を官僚につくってもらってそれを読み上げていると。答弁する側も、お役人さんがつくった原稿を、首相を含めてですけども、目を下にして原稿を読んでいると。こんな形で議論が深まるということがあるんでしょうかと。きちっと議論をして、また、議員同士も、地方議会もそうですが、議員同士の議論というの、いろんな形でありうべき事柄ではないんですかと。議会が、市長が出したものをそのまま通すと。そのための1機関でしかすぎないというようなことがもしあるとすれば、それは議会の在り方として根本的に違うんじゃないですかという議論が、基本条例を制定しようという目論見の根本にある。議会を活性化するにはどうしたらいいかという話があるんだということを、これは全部読み上げられないんでなんですが、それが基本だろうと思って発言しました。

大体これで時間になると思います。

○田中和八委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。参考人の方に申し上げます。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてから発言をお願いいたします。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

根本委員。

○根本敦子委員 今趣旨が述べられましたけれども、私はまだ説明が分かったようで分からないような感じがするので、まだ十分に説明ができないようなことがありましたら、もう少し説明していただけたらうれしいんですけど。

○田中和八委員長 質問をしていただいてお答えいただいたほうがよろしいかと思います。説明は15分ということで決まっておりますので、分からないところを逆に手挙げてもらって、この部分に対してもう少し詳しくというような質問をされたらいかかと思えます。

根本委員。

○根本敦子委員 昨年、市議会宛てに基本条例を出しました。要望しております。議長から回答がなされていますけれど、また再び陳情を出した理由というのはどういうことでしょうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 昨年出させていただいて、議長と副議長とも面会いただいて、少し意見交換をさせていただいたところですが、ちょうど任期としてはあと1年残すかというような時期なので、十分時間的な余裕もないだろうなと思ってはいたんですけども、検討は着手したいという回答をいただいたんですけども、やむを得ないのかと。しかし、1年たって、新しい議員も3分の1入られて新しい市議会がスタートしましたので、この機会に、改めて、議会の役割とは何なのか、執行部との関係だとか市民との関係だとか、その他の基本的なことについて、議論、検討いただいて制定いただけたらありがたいと、そういう気持ちで今回陳情させていただきました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、何点か質疑をさせていただきますけども、議会基本条例の制定を求める陳情ということですけども、この陳情の目的をまず伺っておきたいと思うんですけども、議会基本条例を制定することが目的なのか、あるいは議会改革を進めることが目的なのか、この陳情を出す趣旨と申しますか目的を伺っておきたいと思えます。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 制定すれば万々歳だとは全然思っておりません。冒頭で申し上げたとおりです。議会改革も進めてほしいですし、市民も、そういう努力というんですか、市民の側もしなければいけないだろうなと思っています。その中の1つの、本当に出発点というか、そういうことで分かりやすくこういう基本条例みたいな形で基本的なことが定められれば、市民にとって、市民から見ても、白井市議会というのはどういう議会なんですかと、どういふ議会なんだろうかと考えたときに、まず、この議会基本条例を見らうと思うんです。そうしたら、なるほど、こういうスタンスで議会運営もされて、執行部のやっていることについてチェックもしてもらっているんだと分かると思うんです。例えとしていいかどうか分かりませんが、日本には物すごい数の法律があります。じゃ、憲法はいらんのかと。法律でそれぞれ定めているんだから、憲法なんていらんじゃないかという議論だつてないとは限らないわけです。

しかし、憲法がある、100条くらいの非常に簡潔な憲法がある中で、日本はこういう姿で福祉のことだとか、教育のことだとか、税金のことだとか、平和のことだとか、三権分立のことだとか、地方自治のことだとか、そういうのが定められているんだというのを学校でも勉強するし、大体理解できるわけです。しかし、白井市の場合は、そういう議会基本条例というのがあれば、そういうふうな憲法と同じように理解できやすいと思うんですけども、それがないと、議員たちは議員必携だとか地方自治法だとか、そういうのを周知されているんでしょうけど、一般市民はそこまではなかなか勉強し

ていないということになりますし、先例とか申合せというのも白井市議会にはあると思うんですけども、それも、条例規則などに公表されているかといったら公表されていないわけです。議員たちが自分たちで決めているだけで。私のほうは、情報公開請求で、秘密ではないでしょうからということで……。〔「質疑以外のことはあまり答えてもらえなくても」と言う者あり〕ごめんなさい。

冒頭に申し上げたとおり、制定だけを目的としていることではありません。改革が進むことです。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、陳情要旨の真ん中に書かれていますけども、白井市、市議会ですね。参考人はほかの市議会よりも、改革も含めて、遅れていると、こうお考えなんですか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 詳しく検討したりしたことは、申し訳ないですが、ありませんが、特に遅れているとは考えておりません。特に以前は、むしろ非常に進んでいたと思っていましたが、最近になってというか、ここしばらく少し後ろ向きになっているのかと。それは、議会というだけではなくて、行政のほうもそういう印象を持っています。印象としては、そうです。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 例えば、この陳情審査、陳情審査も、白井市議会は先駆けて、市内からの陳情は請願並みにということで、本日も参考人に発言の場を与えています。ほかの市議会では、陳情は、こういった審査をしないところもあるわけですよ。でも、白井市議会は早々と、このようにオープンな形、今日もネットで中継をしていますけども、オープンでやっています。なおかつ、参考人に発言の場を与えているわけです。

それを考えて、なぜ条例がないから遅れていると考えているのか、それを再度、参考人のほうから、なぜそう捉えているのか、それのお考えを示していただきたいと思うんですけども。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 私自身は遅れている、遅れていないという観点からではなくて、先ほどの目的かなんかということで言うと、実は改革の起点であると。これがスタート地点だと、基本条例を制定することが。そういう考え方があり得るというわけです。それがないということは、実は改革の柱が、これを基本に、ベースにやるんだという柱がないと、欠けているんじゃないかと思うわけです。個々の改革はいろいろある。そこについて遅れているかということは、私は全然物を申すつもりはありません。

ただ、柱とか、あるいは起点というか、1つの大きなバックボーンというか、それが、これを制定することで、皆さんに、市民に示せるんじゃないかと。議会はこんなふうにやろうとしていますよ、やっているんですよと、これからもやりますよと、そういうことを示すための条例だと私自身は理解しています。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 正直言って、市民の方から、このような陳情が出されることは面白くないんですよ、正直言って。市民の方が、本来であれば、議会自らが策定する、制定すべきものを、市民の方からこういう陳情が出されることは非常に不愉快といいますか、20年以上議会改革を進めてきた人間とすると非常に面白くないんですけども、今回この陳情を出すに当たって、誰か議員。あるいは元議員に相談はされましたでしょうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 全くしていません。

○田中和八委員長 岩田委員長。

○岩田典之委員 そうしたら、先ほどもちょっとありましたけれども、この条例を制定することによって、議会とか政治といいますか、二代表制もそうですけれども、この条例を制定することによって市民の関心が高まると、このようにお考えなんですか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 そうあってほしいと、そうあるべきだと、そうしたいという願望、希望はありません。

先ほどの質問ですけど、もう一つだけ、陳情について面白くないと率直な感想でいいんですが、実は戦後改革のを中心にしてやってきた松下圭一という政治学者が、分権一括法が出る1999年の自治体は変わるかということの中で、こんなふうに言っているのをちょっと紹介させてください。

自らの職業を通して専門情報ないし広く政策情報を持つ主権市民を、いつまでも傍聴あるいは陳情請願どまりにしていること自体、議会の時代錯誤性を示しています。これは松下氏の感想ですが、そんな意見もあるということだけは申し上げます。

○岩田典之委員 一旦は。後ほどまた。

○田中和八委員長 ほかに質疑。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、何点か伺います。栗原参考人が、先ほど2000年の分権一括法の施行、その時点で官治集権型ですか、それから自治分権型に変わって行って、その頃からこの文言が出てきたということですか。〔「いや、文言は」と言う者あり〕考え方ですか。考え方が出てきたとおっしゃっていたと思います。違いますか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 松下圭一氏は、70年代からこんなことを申し上げていて、発表して、それがこの分権一括法によって制度上も大きく変わったという説明です。

○古澤由紀子委員 先ほどから西尾さんという方のお名前も出てきていますけれども、論拠の根拠になっていると思うんですけども、西尾さんという方と松下さんという方はどういう方なのか分かりますか。結構重要なポイントになっているのかと思いますので、私、存じ上げないので、御説明いただ

けますか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 西尾さんというのは、東大の法学部の行政学の先生です。多分、辻清明の門下生だったと思います。松下圭一という人は、東大法学部で政治のほうの専門です。一番下に書いてあるジョン・ロックのヨーロッパ政治創始の論文を書くのが最初です。その後、地方自治のほうにずっとシフトして、日本の政治は例えば議院内閣制なんて言っているけど、あれは国会内閣制と言ったほうが、国家の在り方を高めるためにいいんじゃないかとか、そういう形で、そしてまた東京都政にも関与して、シビルミニマムとか、市民的な権利を拡充するというのが、60年代、70年代以降の日本の政治の基本の柱だと、そういう観点から議論をして、その延長上で、市民自治という話がずっと、裁判例に至るまであって、その中でたまたま議会条例についても言及していると。

その2人の関係については、僕は詳しくは知りません。ただ、東大の法学部で、ほぼ同窓ですから、面識その他いろいろあるんだろうとは思いますが。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 それから、この陳情を出された背景に、全国で7割、千葉で3割の市が制定したという理由が書いてありますけれど、7割と3割ということで、先進市が多いということは絶対的な条件になりますでしょうか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 制定の根拠にはならない。ただ、日本全国で7割の自治体が制定している。そういう中で、残念というべきなのかもしれませんが、千葉は3割強にとどまっていると。千葉の政治風土といいますか、県政の在り方その他、いろいろ指摘すべきことはあるのかもしれませんが、もっと施行していいのではないのかというのが個人的な感想で、千葉のほうは何でこんなに少ないんだろうとは思いますが。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほども、岩田委員が聞いてらっしゃいましたけれども、この陳情を出される、すなわち、議会基本条例の制定というものの必要性というのは、今のお二方の御説明をお聞きした限りでは私には伝わってこないんですけれども、必要性について述べたいことがあったら述べてください。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 先ほども申し上げたと思うんですけども、必要性については、市民がそう感じているということなんです。議員がとか行政が感じているかどうかは、また別の問題だと思っているんです。議員からすると、地方自治法と議員必携と、それから先例だとか申合せがあれば、それで済むのではないかとお思いでしょうが、市民からは、それだったら分かりづらいですよということを申

し上げていて、だから一番基本になる柱については、起点、スタート地点として定めていただくと非常に分かりやすくなるということとして理解しています。あと、7割と3割の話が出ましたけども、私自身の経験とすると、自治基本条例だとか公文書管理条例だとか、そういう陳情を以前に出させていただいたことがあります。そのとき、特に公文書の関係の一番最近の陳情のときは、陳情者に質問は1つもなかったんです。そして、何を勘違いしたのか、ある委員は、執行部のほうに、どのぐらい制定している自治体はあるんですかと聞いて、それは、このぐらいですと。決して多くないということと執行部が答えたわけです。そうしたら、ありがとうございますということで、結論は、その方は、その議員は、反対の表明も質問もしないまま否決されました。

要するに、他の市町村では、まだ普及が少ないんだからやらないでいいということだと判断したんじゃないかと思いますが、そういうこともあって、この議会基本条例は、そういう理屈はないでしょうと、伺っていないんだからということで、逃げるわけにはいかないでしょうということも含めて、今回、陳情に書かせていただいたと。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 発言に気をつけていただきたいと思います。参考人の発言は、私は尊重いたしますけれども、逃げるというような発言はいかがなものかと思います。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、必要性、効果のことをお聞きしましたけれども、市民にまず分かりやすくということが、そこは理解しました。今まで、この基本条例を必要とするというその前に、今までは何によって議会は運営されてきたとお考えですか。柱もなかったということでしょうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 何を質問しているのかよく分からないんですけど、基本は地方自治法だと思っています。それは先ほどから何度か言ったでしょう。〔「確認したかったんです」と言う者あり〕そうですか。分かりました。

○田中和八委員長 古澤委員、よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 参考の資料を頂いているんですけども、そこに、真ん中辺に最高規範性という文言がありまして、①と②と書かれてあるんですけど、そこをどう考えていらっしゃるのか。この文言どおりなのかちょっとよく分からないので、御説明いただいてよろしいですか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 もう一度、どこの質問なのか。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 議会基本条例の制定というペーパーを頂いています。そのちょうど参考文献の

上の4行です。最高規範性のところですが、1と2に分かれていますけれども、そこを、私が読んだ限りでは、憲法94条との関係と、この文言の述べていることがよく分からなかったんですけども、参考人はどういう考えでこの文章を載せられているのか伺います。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 これは、実はある著書をそのまま引用したものなのですが、その著者によると、この1と2ということが、最高規範性という形で該当するだろうということが、まず1つです。それについて、私の意見はと言われますと、こんな形で、基本条例の中に最高規範だと書いていけば、そういう形で記述すれば、その記述は、こういう1の内容を意味し、2の内容も意味すると。最高規範という文言を入れることによって、こういう内容を明示することになるでしょうと、そう理解しています。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 要は、この①②に書いてある文章のとおり賛成していらっしゃるということですね。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 私自身は、どんな文言で議会基本条例の内容を決めるかは、一々物を申し上げるつもりはありません。もし最高規範性ということと言えれば、それはこういう願意があるでしょうと。入れないなら入れないで、別の言い方で基本を示すことは可能でしょうと。だから、必ずこの言葉を入れなくちゃいけないとかと私自身が直接思っているわけではございません。ただ、世の中にある、いろんな基本条例を制定している自治体の内容を、ある識者が、こんなふうに理解していると、そういう理解があるんだという形で、参考までにそれをそのまま載せさせていただいたと、こういうわけです。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今参考人がおっしゃっていた書物の中から抜粋したものになっていると。政治学者か法学者か分かりませんが、学者の方の意見を載せられたんだと思います。載せられたからには、先ほどから述べられているように、この規範性を基本条例に入れるかどうかは別としても、入れたらこれは妥当するという考えだということですね。

この文言自体は、学者の方は自分の考え方を自由に述べられることができますから、それだけというふうには受け取っておきます。これが広く世論に放って、そこでもまれた結果の意見というよりは、一学者の方の意見になると考えております。

○田中和八委員長 回答ありますか。

○古澤由紀子委員 いません。

○田中和八委員長 参考人、お話ししたいですか。

○栗原茂幸参考人 したいです。確かに、この文言をこのまま基本条例に入れて、一体何言っている

のという議論は出てくると思います。ですから、それをそのまま基本条例の言葉として、①②の内容を文言化すればいいとは全然思いません。こういう解釈があって、最高規範性ということを論ずる識者がいると。それを目印にして、この白井市で、こういう言葉を入れたらどうかと。入れないとしたら、どんな言葉が該当するだろうか、ふさわしいだろうかという議論をしていただければ、それでよろしいんじゃないだろうか。この言葉自体に拘泥するものではない。

ただ、私はこれを引用したということは、この考え方に少なからず賛意を持っていると、反対ではないということは言えます。そのとおりです。

○田中和八委員長 ほかに質疑ありますか。

根本委員。

○根本敦子委員 地方自治法や議員必携というのをもらったんですけども、それについて今、白井議会は運営されていると思うんですけど、やはりこれでは支障が生じるという考えがあって、陳情者は陳情したんでしょうか。これだけでは駄目と。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 地方自治法には本当に原則的なことが定められていると理解しています。例えば、一番有名な、一番かどうか分かりませんが、有名なことに、最小の経費で最大の効果を受けるということが明確に書かれています。そして、監査委員の役割も、その視点でちゃんと監査することと書かれています。

しかし、本当にそうなっているのかと、市民の目から見て、そう感じるものが少なからずありました。特に監査については、なぜ監査委員制度があるのかといえば、御案内のとおり、大企業から国のレベルでも、たくさんの過ちとかそういうことがあって、会計検査院がたくさん指摘をしていると。東京都やほかのところも含めて、外部監査、包括外部監査をやっているところでは、毎年100項目とか、多くの指摘事項をしていると。しかし、それはそれだけいろいろ間違いだとか問題があるということの現れなわけですけど、白井市の場合は、私が見た限りは、そういう指摘は皆無なんです。いつも適正にやられていると、適正だったという、全く同じ文言なんです。これは、一般市民から見ても、本当にそうだったのかなと。監査自身に少し疑問符をつけざるを得ないということがあると思います。

ですから、地方自治法に定めていることであっても、それが実効性のあるものとして本当に働いているのかどうなのかということになると、大いに疑問な点が少なからずあると感じています。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、陳情者の方に、一番最初に陳情の要旨を読み上げいただきながら説明をいただきました。私が聞き間違えていたのかもしれないんですが、一番下から5行目ですか、なお、議会の活性化、議会の改革の動きは云々かんぬんというところからは読まれていなかったような気がしたんですが、間

違いはないですか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 間違いありません。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それは、先ほど参考人が、議会基本条例の中身については、内容は議員自身が決めるので、あえてここでは言わないとおっしゃった、そういう意味でございませうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 いや、そういうことではありません。趣旨は4番までのことで、なお以下は、簡単な状況説明というか、どういう認識でいるのかということを書いただけなので、それは趣旨に入らないので言わなかったということです。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、ここでお聞きします。つまり、先ほど参考人は、今回のこの陳情を出すに当たって、今までの議員のOBとか議員経験者といろいろと意見交換したかという質問に対して、それはしていないという回答でした。では、ここに書いてある、議会の具体的な住民との関係強化の面では議会の公開云々かんぬんとありますが、読み上げたほうが早いですね。すいません。

では、一番下から3行目のところから読み上げます。せっかく書いていただいたので。住民との関係強化の面では、議会の公開、議員の賛否公開、参考人、公聴人の充実、議会報告会や住民との意見交換会の開催、議会審議への住民参加、議会モニター制度、夜間土日会議の開催などです。裏面にいきます。政策形成機能の強化の面では、一問一答方式の導入、首長等への反問権の付与、積極的な議員間討論の実施、議決事項の追加、委員会による政策提言、議員提案条例の提出、外部専門家の活用、事務局体制の強化、通年議会制度などですと、こういうことを具体的におっしゃっていらっしゃるんですけど、これは、白井市議会は、議会基本条例を制定していないとやっていないんじゃないのかということなんではうか。そこだけ認識を伺います。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 それは違います。先ほど岩田議員からの御質問にお答えしたとおり、非常に進んでいると評価している面もあるし、首長のという行政側からの反問権も新しく認めるということにしている。実際は、そんなに活用されていないようですけども、議員間討議がどうなのかと。例えばこの中の委員同士で意見を戦わせるというか、お互いに質問してもらおうというのはあったほうが活発に審議内容が深められると私なんかは思いますけど、そういうのもぜひ採用してほしいですし、議会事務局に参考人と呼ばれて、参考人の皆様へと、こういう紙をお渡しいただいたんですけど、参考人から委員や執行部、市役所職員の質問はできませんと書いてあるんですけど、これは根拠があるんですかと聞いたら、いや、今すぐ分かりませんが、後で調べますと。私が認識している限りでいうと、先例や申合せの中に、こういうことは特に書いていなかったような感じがしたので、もし委員長のほう

で分かるんだったら、なぜ質問できないのか、その根拠を教えてくださいとありがたいです。そうしたほうが、陳情事項の内容も、さらにお互いに理解を深めることができると思うんです、討論ができたほうが。その辺で、委員長の判断というか、どういう理解の下でこういう質問できないということをお聞きできたら助かります。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 そのことはまた別にして、今私の質問にお答えいただきたいなと思っているんですけども、分かりました。こういう具体的なことが白井の中では進んでいるところもあるということは御認識だということでございますね。分かりました。

では、先ほど、全国の7割の市議会が制定しているところの陳情事項に書いてありますが、実際には、上に書いてあるとおり、全国の自治体は54.85%で制定されているし、あるいはまた、自治体議会改革フォーラムの集計では、全国の自治体と見ると54%ということでございますよね。ただ、市だけを見ると、市議会だけを見ると7割が進んでいるということをおっしゃっているというところで、これは確認です。

その中で、千葉なんですけれども、3割の市が制定されています。この制定されている千葉県内の市は、議会基本条例を制定したことによって何か改革が進んだか、そこら辺の情報はお持ちですか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 特に調べていません。議員のほうが詳しいと思います。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 分かりました。私たちも非常にたくさんの情報を持っていますので、そこら辺は、たくさん勉強してきました。

では、もう一つだけ伺います。投票率のことをおっしゃっていました。私は本当に白井市議会議員選挙、あるいは首長選挙、白井市で行われている国政選挙にも、この投票率が低いということを非常に危惧しております。皆さんの関心をどうやって政治に向けていったらいいだろうということを常日頃から考えております。

そこで、陳情者は、市議会議員選挙の投票率が2回連続40%前半とおっしゃっていますが、では、県議会選挙、あるいは県知事選挙の投票率は御存じでしょうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 今正確な数字は記憶に残っていないので、さらに低いと思います。低かったと思います。

○石井恵子副委員長 結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 栗原さんにお聞きしたいんですけども、議会が議案を慎重に審議した上、結論を

出す、現状、執行部から内々に説明を受け可決することを事前に決める、議会での質問との答弁のやり方、現状は質問する側も答弁する側も原稿をひたすら読んでいたというのがあったんですけども、私も、今回初めて議会に参加して、内々のそういう打合せみたいなものがあったりとかしまして、このことを言っているのかと私も思いまして、白井にも当てはまると思うんですけども、もし議会基本条例ができたなら、こういうことは改善できるのでしょうか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 文言の上にも書きましたが、議会が議案を慎重に審議した上で結論を出すという文言を条例の中に入れておけば、きちんと慎重に審議した形ですかということが疑問として明示できるわけですね、そういう言葉ができていれば。その根拠を与えるというのが条例だと。なくたって、やっているか、やっていかないかという議論は当然できるんですが、どうしてやっていないと言えるんだとか、いろいろ言葉尻を捉えた議論の仕方、それは慎重に審議した上といたって、やっているじゃないかと言われればそうかもしれないもし、言葉を入れれば全てがうまくいくとは思いませんが、言葉載せることで、その議論の根拠、文言上与えるという役割は少なくとも果たせるだろうと。ないよりはあったほうが、議論の進め方が明確にできるのではないだろうかという役割はあると思っています。

○田中和八委員長 ほかに質疑はありますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 確認だけしておきたいと思います。議会基本条例の制定を求めると。この中身については議会の中で決めてほしいということなんですけども、特に参考人のほうから、条文の中に、これだけは入れてほしいとかそういうことがなくて、中身は全て議会にお任せをすると、こういうことでよろしいんですか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 基本的には、議会の条例を制定する、その中身含めて議員の権限だと思いますので、それでお任せします。

ただ、議会が条例を決めるに当たって、市民のほうから意見があるんだったら寄せてくれということであれば、それは、私個人としても寄せたいと思います。パブリックコメント的なことでもいいですし、また、議員と市民の討論会みたいなことも開かれたら、より充実した内容のものができるのではないかと考えています。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 条例をつくるに当たっては、条例制定の趣旨というものが、前文でも何でもとなえられると思うんです。そこには、この条例はこういう趣旨でつくるんだと、制定の意義はこうなんだということを言うわけですから、そこを外してリテールの話はしてもしょうがないだろうと。ただ、その根幹のところだけは、制定のときに揺るがせにできないだろうと。広いことを言えば、二元代表

制の1つとして、議会というのは、こういう役割を、仕事を、任務を持っているんだと。それを実現するためにこの条例をつくるんだというようなことが、大まかに言えばそういう話だと思うんですけども、そこを抜きにした条例の制定はないと。何でも勝手に好きにという話は、その部分は歯止めやすくなると思っています。大枠はあるはずだろうと理解しています。

○田中和八委員長 ほかに質疑。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほどのお伺いした議会基本条例の制定の参考資料について伺います。制定の意味のところに、規範として明文があれば、だから、明文化しなさいということですよ。明文化するのは非常に私は難しいと思っているんですけども、その明文化、文の中から抜けていたもの、往々にしてあると思うんです。行間を読まなければいけないものとか。そういうときに、2の下の議会の権限や執行機関との関係、これは明文化しやすいと思うんです。住民との関係、これはなかなか書くのは難しいことだと思います。議員同士がどのように責任を持っていくかをルール化する、これもどういうことなのか、非常に疑問が残ります。住民との約束、住民との契約とは何を差すのか。加えて書くと書けてしまいますけど、それを具現化するとなった時の難しさというのを非常に感じております。その辺はどうお考えですか。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 確かに、文章化するに当たっての難しさは当然多大にあると思います。今の、最後の基本条例というのが住民との約束、契約なんだと。これは基本の枠でという、そういう文です。それは上のほうの住民との関係をどう文章化するか、確かに難しいかと思いますが、それは議員の皆さんが叡知を寄せ集めて、あるいは徳本さんが言うように、我々も必要に応じていろいろ意見を、議論を申し上げることは可能ですので、そこでかなりの了解の得られるような文言ができればいいかと。難しいかもしれませんが、そんな経緯をたどっていけば、それなりの文章ができるのではないだろうかと思っています。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 これは文章ではなくて、考え方、政治の在り方、政治家の在り方、根本的なものですから、今まで基本的な事項だけでやってきたつもりで、できていたわけですよ。それから外れることは、イギリスの憲法も明文法はなくてマグナ・カルタですよ。あれと権利章典もう一つ何かだったと思いますが、それを参考にして、その都度考えていくというやり方も、私は正しいと思っているんですけども、この場合も、あまり細かく規定するということは、かえって判断を誤らせる部分も出てくると。全部ではありません。そのようなことを考えたとき、なおかつ明文化を望まれるわけですね。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 一定の文章化は必要かと思っています。慣習法でも、どう慣習を理解しているかとい

うのは、何らかの文章があるかと思います。頭の中だけで、これが慣習だ、いや、こうだということが起こらないようにするためには、慣習についての一定の理解というのは何らかの形で文章化しているんじゃないかという気がするんですが、そこはちょっと外れますから言いませんけども、あと、文言に書くというのは、これこれをするといったときに、書いていないことはしちやいけない、限定的な例の挙げ方という理解と、それは代表的な例なので、これを類推して、これができるということはこれもできるでしょうという類推の仕方もあるって、それは、法律でも何でも、いろんな両方の意見が必ず起こってくるわけですよ。ですから、限定的に、挙例でこれをしなさい、あるいはこれをしますと、これ以外はしちやいけませんという文章にしなければ、それこそ長年のこれを実行する上での積み重なった例から、これはこうなんですということも、実績を積み上げていけば起こるだろうと。そういうことで、巨細にわたって文章化することが必ずしもいいことではないというのは委員のおっしゃるとおりだと、私も同じ意見です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 これです。今まで私たち地方議員は、地方自治法、憲法、そういういろいろな法律に従いまして行動を起こしてきたわけですから、判断をしていたわけですから、ここで、これは間違っていたのではないかという事例がありましたでしょうか。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 間違っていたという表現が適当かどうか分かりませんが、議会の権限は条例を決める大きな権限の1つですよ。その中の条例には、税金の条例も、市税条例というの、議員の皆さんが決めていますよね。その条例によって、私たち市民のほうは、別にこの税金を払えばこういうサービスを必ず受けられるだとか、そういう約束がないまま、言わば、いわゆる行政の権力によって一方的に、いわゆる国民の財産権が侵害されて、そして吸い上げられて、自治体の財政に入れられるということが、この税というものの本質的な性格だと、私は、一応税の専門家ですから理解をしていますけれども、その税金について、議会の議員の皆様方は、本当に税金を市民にこれだけ課すんだと、権力的に課すんだということを内容を分かった上で決めていらっしゃるのかと、これについては非常に疑問です。市のほうで、行政のほうで専決処分、長のほうで専決処分したのをほとんど内容的な議論がされないまま、そのまま条例も変えられていくということがずっとというかほとんど戦後行われてきたんじゃないかと思っています。これは、ある意味、ほとんど自殺行為に私は近い、過ちと言えるかどうか分かりませんが、正しいことではなかったと思っていますけど、議員の皆さん方はどう思われているのか、その辺はよく分かりません。

あともう一つだけ言うと、選挙が先日あって、皆さん方一生懸命訴えられて、それを支持する、その訴えに共感して支持するという投票された、主権者としての意思表示をされたわけです。そのときは、議員になられた候補者の皆様方は、いろいろと訴えもし、お願いもすると。ぜひ自分を支持してくれということをしてっていると。しかし、ひとたび委員になったら、すごく市民として違和感を感じ

るのは、議会の本会議場に傍聴に来るということは、市民参加としては関心を持ってもらって非常にいいことだと思うんです。しかし、資料を見ると、赤の大きな字で、持ち帰り禁止というのがずばっと書いてあるわけです。何でそういう上から目線で禁止するとか、そういうのを主権者に対して堂々と表明するのかと。これは違和感をすごく感じるどころです。

○田中和八委員長 ほかに質疑。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、税金のことが出ましたけれども……。

○田中和八委員長 今回の内容の中での御質問をお願いします。質疑もお願いします。

○古澤由紀子委員 今税金のお話ありましたけれども、税金に関する取組ということに関しましては、基本条例の中でやらなければならないというわけではないと思います。今のままでもできることだと思いますけれども、参考人は変えないとできないと思われているのでしょうか。変えなくてできるものはたくさんあると思うんです。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 全くそのとおりだと思いますけど、私が税金の問題をお答えしたのは、地方自治法どおりやってきて問題ないんじゃないかというような趣旨として、間違っていることとか、そういうふうに感じることもあるのかということから、例えばでその1つの例として、税金の条例の審査をきちっとやっているのか、そういう責任感の下にやっているのかと。

これは、なぜそれを、私は税の専門家というか、ずっと長く従事していたものですから、税に関しては非常に関心が強いわけですがけれども、同時に、そういうふうな権力的に、国民の懐から財産を吸い上げて自治体の財政に入れたという、それを予算として使うわけです。使った結果について、当然説明責任は、そう取ったお金ですから、説明責任というのは当然あるわけで、当然その説明責任は何を説明するかといったら、一々説明するんじゃないくて、どういう過程で予算を決めて、それを執行して、それがどういう効果があったか、最少の経費で最大の効果があったのかということを書きとめて、きちんとして記録して、それで説明するというのが、当然裏返しの責任として行政のほうにもあると思うんですけど、文書管理はあんまり必要ないんじゃないかと。条例化の必要もないし、そういう文書管理に関する法律の趣旨に基づいた取扱いも必要ないんじゃないかと。行政とすれば、なるべく、なるべくというか、全部ガラス張りにしないで済むほうが楽というか、行政の気持ちに合致するんだという事で制定されないんだと思っていますが、そういう一番行政にとって根幹的な税の問題と使われ方をきちっと説明するということが、白井の場合は十分にできていないということが、一番私の心配していることと。

○田中和八委員長 あまり陳情内容からは離れた質問を。

○古澤由紀子委員 質問は離れていないと思います。

○田中和八委員長 回答のほうも、その辺を重々お考えになってやっていただければと思います。

今の古澤委員に対しての。〔「その前の質問について」と言う者あり〕

栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 間違ったことがあったのかなかったのかという御発言だったと思いますけど、実は、地方自治法の解釈で自治省なり総務省がひっくり返すという事例もあるわけです。つまりどういうことかという、書いていないからできない、いいと書いていないからできない、悪いと書いていないからできる、何も書いていないからできる、何も書いていないからできるというのは、両方とも可能なわけです、文言からすれば。このことについての文言がないと。書いていないからできる話と書いていないからできないという話で、実は、地方自治の在り方が大きく変わるというのが実際に起こっているというのもあるので、それと基本条例の何とかというのは直接はつながらないんですが、間違ったことがあったんですかなかったんですかということかというと、解釈の180度の変更というのが、上から行政で勝手に下りてくるということだってないわけじゃないということは言えるということが1つと、あともう一つは、先ほど市長の専権事項の話なんですけど、実はその後、専権事項について、その行使について厳密にしなくちゃいけないというのは、地方自治法の改正で行われているんです。ですから、ある事件が起こったときの知事が、市長が、これはできるはずだと思ってやったのが裁判でできないということになって、その後、法律で変わるということもありましたということで、直接関係ないと言われればそのとおりなんですけど、発言しました。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 これは端的に答えていただきたいと思います。今おっしゃった事例が白井市であったということかなかったということか。〔「地方自治であった」と言う者あり〕地方自治ではなく、白井に関してです。〔「白井の話ではございません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 手を挙げてから発言をお願いいたします。よろしいですか。

根本委員。

○根本敦子委員 委員に聞いて、ここにいる人に聞くことはできないんだ。じゃ、いいです。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 二元制ということについて、白井は不完全な代表制の状況にあると書いていますけれども、二元制についてはどう理解されているんですか。

○田中和八委員長 直接今回の陳情の質問じゃないと私は思いますので。結構でございます。

この際、委員として質疑をしたいので、暫時、石井副委員長と交代をいたします。

○石井恵子副委員長 それでは、暫時委員長の職を行いますので、よろしくをお願いいたします。

田中委員、質疑をどうぞ。

○田中和八委員 それでは、陳情のほうの質問をさせていただきます。先ほど来いろんなお話を聞かせていただいて、参考人のほうも白井市のほうで前向きに動いている部分があるというところを見ていただいてありがたく、うれしく思っております。

その中でお伺いしたいのが、陳情文書の中の3番目に、議会改革を進めることを証明した岩田議員及び補佐を表明した秋谷副議長が全議員の云々というようなことが書いてあって、議会改革の前進を大いに期待しているというようなコメントがあります。その中で、岩田議員が議長になられてすぐ、私どものほうにメールで、議会改革をしたいので、7月の11日までに、どういふものを改革するか提案をしてくださいと、こういうことがございます。私ども今まで基本条例というのはないんですが、その都度、先ほどおっしゃった反問権にしても、これをやっぱり言われて、そのとおりでということを受け入れております。そういうことをやりながら進めてきているんですが、それだけだと、先ほど栗原参考人のおっしゃったような柱がないんじゃないかというような御意見のままでしょうか、お伺いします。

○石井恵子副委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 何度かお話しさせていただきましたが、白井市議会というのはこういう姿なんだ、こういう活動をし、努力しようとしているんだということが分かりやすい形で示されるのは、やっぱりそういう基本条例が簡潔な形であったほうが、非常に市民としても理解しやすいというのは間違いなくあります。

あともう一つは、例えば、先日の全員協議会を傍聴させていただいて、そこでは直接の議題にはならなかったんですけども、いわゆる申合せの中の25ページ、議員は市から活動運営に対する補助、助成を受けている団体の長に就任しないよう努めなければならないという申合せがあると思いますけど、これが基本条例にこういう趣旨のものが入るかどうかは、それは議論の中で決めればよいと思うんですけども、こういう申合せがあっても、市民は直接こういう申合せは公開請求をしないと手に入らないと。そういう申合せがあること自身も知らない。だから、努めなければならないということで、別に違反したら罰則があるわけでもないということだと思いますが、こういうのが、私が耳にしているところという、破っておられる議員がいらっしやると。これが仮に、条例にこういう趣旨のものが入っていれば、なかなか破りづらいと思うんです。

ですから、そういう申合せとか、市民から見ると必ずしも完全に透明だと思えないようなものについても、なるべく議会が分かりやすい形で工夫されていくというのは必要ではないかと感じています。

○石井恵子副委員長 田中委員。

○田中和八委員 先ほど申し上げましたように、その都度やっていっています。それが市民の方に伝わっていかない。条例をつくれれば市民の方に伝わるといふような趣旨かとは思いますが、例えば、新たな議会改革を行った場合に、ちょっと時期はずれるのかもしれませんが、議会だより等で、今こういう改革をしていますとか、検討をしていますというふうなお知らせのほうは、逆に住民の方には伝わるのかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○石井恵子副委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 それはあくまでも補足的なことで、その都度されればよいことなので、全体像と

して、市民としては理解したいんです。白井市はなし坊があって、梨に非常に力を入れていると。PR含めて、そういうことだとかジネンジャーとか、いろんなことを含めて、ある程度市民は理解するわけです。白井市はどういう市を目指しているのかとなったら、総合計画だとか基本計画だとか、膨大な量の資料を見ないと分からないわけです。一言で白井市というのはどういう行政を目指しているのか、どういう運営をしているのかということが分かるようにするには、私は白井市の基本条例というのがあったほうが絶対いいと思うんです。そうしたら、白井の小中学校で、白井市というのはどういう町なのかと。白井市というのはこういう基本条例で、こういう白井市の憲法みたいなものとして、こういう姿でやっているんですよというのを学校でも教えることができる。しかし、そういうのがないと、非常に曖昧模糊といえますか、全体像がきっちり理解しづらいところが出てくると思いますので、なので、基本条例を制定するというので、その中身については皆さん方で議論していただきたいし、私たちのほうでも意見を聞いてもらえれば表明もさせていただきたいということについて、やや否定的というか、意見が出るというのは、陳情しているほうとすると少し理解しづらいと感じています。

○石井恵子副委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 今のお話の中にもちょっと出てくるんですが、行政のありようというのが、結構PRが、今のなし坊の話とか出てくるんですけども、二元で、もう一つの柱である議会というのが、それと伍した形でのPRなり何なり、こういうことをやっています、こういうことをやるのが我々の議会の仕事ですというのが表に出てこないんです。これは2000年の改革の前からのものを引きずっているというか、つまり、地方自治というのは行政なんだと。市長の在り方が、ほぼ市の在り方を決めるんだという形でずっと来ているというのを、ある意味で引きずって、議会の影が薄いと、そんなふうに感じてしまう部分があって、ですから、もう一つの大きな柱として、二元のもう一つの元として、議会というのがもっと表に立って、こういうことをやるのが議会なんですと、そういうことを条例という形で表に出せないかということが、この陳情の大きな趣旨は、二元の1つ、行政のほうしか光が当たっていないのは、議会としても影が薄くて、もっとやっていいんじゃないですか、二元なんですからということをお願いしたい。

○石井恵子副委員長 よろしいですか。

それでは、委員長席を委員長と交代します。

○田中和八委員長 ほかに。

根本委員。

○根本敦子委員 栗原さんにお聞きします。基本条例の制定のところの制定の意義のところ、規範として明文があれば、現状の規範の目安となる。2、現状の変更の目的となる。議会の権限や執行機関との関係、住民との関係、委員同士がどのように責任を持っていくかをルール化する。住民との約束、契約が議会の基本条例であると言っていますけれども、例えば白井議会ではどんな、そういうと

ころではそういう市政が求められているのか聞きたいと思います。

○田中和八委員長 栗原参考人。

○栗原茂幸参考人 先ほどの質問と重なって、この文言をどうやって明文化するというのは難しいでしょうという御指摘がございまして、それはそのとおりでろうと申し上げたんですが、こういった内容を制定の意義として掲げるということで、議会が二元のうちの1つとしてこういう役割を果たすべく我々は奮闘していますと、市民にそれを周知徹底したいと、皆さんの協力も仰ぎたいということの挙例、幾つかの例で、これをどうやって文書化するというのは、先ほど申し上げたように難しいんですが、こういった事柄について記述する、制定するということの意義を申し述べているということとございまして。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 今、それぞれの指摘で、あえて問います。なぜ、今の時期に、この条例の陳情なのでしょう。

○田中和八委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 議員含めて、初めて議員になられて、議員になったらこういうことをしよう、こういうことをやってみようというのをたくさんお持ちだと思うんですけども、行政、首長との関係、市民との関係、その他議会の運営含めて、どういうルールの下にやっているのかというのは、自治法を読まれて、多分議員必携も読まれているんだと思うんですけども、白井市の議会というのはどういう議会なのかというイメージは、多分まだお持ちではないんじゃないかなと私は思ったんです。根本議員も含めて。その方が3分の1も占めると。日本経済新聞社だとかNHKだとかの中からも、非常に女性議員の比率が高くなっているということで注目を集めているという中で、タイミングとしては、ちょうど審議会がスタートした今が一番議論が活発になって、先輩議員は先輩議員としての知見があるでしょうし、新人議員は、そういう抱負がたくさんあるんだと思いますので、それを一緒に議論してもらって、みんなが合意できる内容でつくっていただけたらいいんじゃないかなという思いで、このタイミングで出させていただいたというのが本当のところなんです。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 私たちもちろん、新人ですので、いろいろ勉強をしながら、もちろん勉強してこの席にも座っているんですが、さらに勉強を重ねていけないと思っておりますが、先ほど岩田委員の意見の中にもいろいろありましたように、制定条例がなくても、それ、今現在、議会運営はなされてきていますので、柱がないとかというふうな表現になりますと、なかなか議論は尽きないと思うんですけど、もっともっとこういう場で議論を深めていくべきではないかと私は思っております。

以上です。

○田中和八委員長 質問じゃなく提示ですね。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は35分でいいですか。10分ぐらいでお願いいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○田中和八委員長 休憩に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 陳情に反対の立場で討論いたします。

白井市議会は、女性議員の割合が一番高くなった議会として注目をされていますが、今まで同様、男性女性関係なく、議員として、議会として、市民のため、市政繁栄のために仕事をしてまいります。また、これからもしてまいります。それは、議会基本条例がなくても変わることはありません。

自治体議会改革フォーラムによると、昨年12月25日現在、全国で議会基本条例を制定されているのは54%にとどまっております。制定していない白井市議会は立ち後れているわけではありません。その理由は、数年前、白井市議会でも、議会基本条例について調査研究がなされました。先進地である北海道の栗山町議会を視察し、議会基本条例が制定されてからどのように変わったのか、検証してみました。また、私は個人的にも、また会派としても、ほかの議会の様子を多数伺い調査いたしました。多くのところが、議会基本条例はつくって安心、市民が関心を持ったのは初めの数年だけで、今は形骸化していますという実態でした。

そこで、白井市議会は、条例をつくることに時間をかけるより、実際に中身の改革について議論し、進めていこうとなりました。既に一問一答方式は取られていましたが、首長等への反問権の付与や委員会のネット公開、議長副議長を選ぶに当たっての立候補所信表明制、市民の声がより届くようにと陳情の在り方も緩和しました。政務活動費の使途基準も厳しく見直し、領収書のネット公開もどこよりも早く行いました。これからも取り組もうとしていることもあります。議会基本条例を制定してなくても、議員間の積極的な議論の中で合意形成がなされていくものと考えます。それでも議員の品位や質の問題を御心配するのであれば、白井市には白井市政治倫理条例があります。議員としての原理原則はここにも定められていますので、それぞれがその都度心していけばよいのかと思います。

以上のことから、陳情に反対いたします。

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

根本委員。

○根本敦子委員 私は、去年の岩田委員が、回答の中で、基本条例制定について、議会で参考に検討してまいりますということで積極的に応えていたということをご評価します。それと、先ほど話しした制定の意義を、さっき繰り返しましたが、その話をしたときに、住民との約束や契約が基本条例だということが出ましたので、私はそういう観点から、この基本条例はあってもいいと思います。あったほうがいいと思います。

○田中和八委員長 陳情に賛成討論ということでよろしいですね。

○根本敦子委員 はい。

○田中和八委員長 反対討論の方はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。

討論はございませんか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、討論をさせていただきますけれども、賛成討論いたします。と言っても、消極的な賛成ということで、要は、反対する理由が見つからない。市民からこのような陳情を出されたから、面白くないから反対するというにはちょっと理由にないので、賛成はしますけれども、消極的です。

内容については、先ほど石井副委員長が討論の中で述べたことと重なるところはありますが、この条例がなくても、私は、白井市議会において、町の時代から、平成12年から議会改革に取り組んできたと思っています。先ほども言いましたが、この中にあるような議案の賛否の公表であったり、あるいは一問一答方式にしたり、あるいは執行部への、執行部というのは市長に限らず部長にも併せて反問権を付与したりですとか、あるいはそのほかにも、例えば、前は公選制であった農業委員会、議会枠を廃止したり、あるいは、それまで充て職であった法律で定められている以外の委員会や審議会の派遣もやめたり、あるいは、全員協議会の市民傍聴を許可したり、あるいは市民に開かれた議会、そして身近に接してもらうために、これまでの傍聴規則、これも変更しました。年齢制限や男女だとかそういうものを取り払って、誰でも気軽に傍聴できるように、3月議会だか12月議会だか、赤ちゃんが初めて傍聴に、赤ちゃん1人が来たわけじゃないんですけども、お母さんと一緒に赤ちゃんが傍聴に来た、そういう傍聴規則を変えたり、あるいはホームページも分かりやすく変えたり、あるいは今もこの庁舎の、本庁舎、それから東庁舎の1階にも議会の会議の日程を掲げたり、あるいは費用弁償の廃止、あるいは正副議長の立候補制、あるいは議員研修、市民に関わることであれば、この議員研修会の市民の傍聴を許可したり、先ほども話された政治倫理条例であったり、様々な改革をしてまいりました。

条例をつくっても、アクセサリ一条例だと全く意味がないわけ、中身が問題なわけです。先ほども

田中委員長から発言がありましたように、今3分の1が新人議員ですから、6月議会を1回体験してもらわないと分からないので、6月議会が終わるまでに、この6月の会議を通して気がついたこと、議会改革、これはこう変えたほうがいいんじゃないか、そういう提案も今もらっているところです。

というように、1つずつ議会改革は進んでいると、参考人には申し訳ないですけども、自負していますので、あるいは早大マニフェスト研究所が毎年、上位300の議会改革度ランクを公表していますけれども、昨年度、白井は全国で160番目というふうに議会改革は進んでいると思っています。ですから、今すぐ条例をつくるのが、本当に先ほど参考人からあったように、議会改革のスタートラインだというと、そうではないと思うんです。やはり実効性のあるものでないといけないと思いますし、条例があればそれでオーケーということでもないわけですから、もちろん、条例の中にそういったことを盛り込んでいけばいいんですけども、やはり実効性のある条例をつくるために、今すぐに、やはりこの議会の中で条例の必要性を醸成していく中でつくらないと、陳情が上げられてそれが採択されたから条例をつくりましょうよと、そういったような形でつくっても、私は実効性がないと思います。

なので、同じ条例をつくるのであれば、もう少し議会の中で、この議会改革条例が白井市議会が必要だとなったときに、改めて言いますが、本当に今必要な条例をつくるべきであって、今すぐ陳情者、あるいは参考人が求めるように条例をつくるのが、全てそれがいいのかということかと思しますので、なかなか反対ができませんので賛成はしますけども、非常に消極的な賛成だということを付け加えて、討論とさせていただきます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された陳情第2号は、採択すべきものとするに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立少数です。

したがって、当常任委員会に付託された陳情第2号は、不採択とすべきものと決定しました。

これで休憩をいたします。再開は午後1時30分から、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

○永井康弘議会事務局長 時間となりましたので、始めさせていただきます。

まず、会議の再開に先立ちまして、会議に御出席いただきました山下副市長より御挨拶をお願いいたします。

○山下英之副市長 委員の皆様、こんにちは。本来なら、冒頭市長から御挨拶を申し上げるべきところですが、あいにく所用がございまして、大変誠に僭越ではございますが、私から代わりに御挨拶を申し上げたいと思います。

本日から、3日間ということでございます。合計8つの議案につきまして、それぞれ付託されました常任委員会において御審議いただくことになりました。本日午後の総務企画常任委員会でございますが、議案第11号、第12号及び議案第19号のうち総務企画常任委員会が所掌となります科目、こちらの3つの議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。山下副市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き、議事等につきましては田中委員長をお願いいたします。

○田中和八委員長 会議を再開いたします。

(2) 議案第11号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第2、議案第11号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、議案の11号の、初めに白井市子ども・子育て会議についてです。子ども・子育て支援法の改正に伴う規定の整備ということで、整備の内容は分かるんですが、子ども・子育て支援法の改正というのは、主にどんなところが改正されたのか、そこだけ確認します。

○田中和八委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 では、お答えいたします。

今回、子ども・子育て支援法につきましては、第7章というところに子ども・子育て会議等の規定で内閣府に設置されていた子ども・子育て会議というのがございます。この会議の内容としましては、国において教育、保育の利用給付ですとか、子育て事業の提供体制の確保等の円滑な実施を審議するという場で国が設置していたものになりますけども、こちらのほうが、こども家庭庁の設置法ができ

ました関係で、今後は、国のほうではこども基本法もできましたので、子どもの施策を一体的に進めていくというところで、この子ども・子育て会議がこども家庭庁の設置法のほうに移行しまして、こども家庭審議会という名前に変えて審議をするということで、こちらのほうが変わったことによりまして、市の附属機関条例も条ずれが起きたという状況になります。

以上です。

○石井恵子副委員長 分かりました、結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございませんか。

根本委員。

○根本敦子委員 文化センターの在り方検討会の目を削るというところで質問なんですけれども、もう決まったことだと思うんですけど、在り方検討会が終了しました。これに関わる予算というのは、全部使ったのでしょうかというのが1問目と。

○田中和八委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 お答えします。昨年度までで全て予算については執行されておまして、今年度は予算は計上していないところでございます。

以上でございます。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 天井問題も不十分だと言われてますし、それから4つの運営協議会の意見も反映されている様子もなく、それから市民参加のワークショップに私は参加したんですけども、そこでも出された意見もほとんど反映されていなかったような気がして、とても残念です。ここで、アンケートとか、これらの4つの運営委員会とかワークショップで出された意見とかは、今後市の文化センターをつくる上での運営に活かされるのでしょうか。

○田中和八委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 今回、いわゆる附属機関の削除を上程させていただいておりますので、今後については、特にお答えできないということになるかと思えます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 反対討論をします。

今さっき言ったように、天井問題はまだ完全に安全だということも確認されていませんし、それか

らせっかく4つの運営委員会とかワークショップ、市民が出された、いろんなアイデアが出されたのが反映されるかどうか答えられないということに対して、非常に残念だと思って、様々な問題点を残したまま総括もされていないように思います。これで終わりにするのは、私はこういう理由で、文化センターの間で検討会の目を外すのは反対です。

○田中和八委員長 ほかに。

賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論ありませんか。

討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第12号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第12号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 重複しないと思うんですけど、第41条、森林環境税の41条のところが変更になって、個人の市民税、個人の県民税額及び森林環境税の合算云々とあるんですけども、森林環境税額が加わったことなんですけれども、この部分の説明、何で増えたんですか。

○田中和八委員長 質問者のほうを向いて質問してください。

津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 今回の御質問は、今回の税条例の一部改正について直接的な関係ないと考えておりますけど、御質問ですので簡単にお答えしますが、あくまでも今回のものについては、森林環境税法の第2条、第3条に関するものの賦課するという言葉がありますから、それにつきまして地方税法が変わりまして、市の税条例も変わる。市の税条例につきましては、あくまでも徴収についての手続のみを記するものですから、今回の条例改正につきましては、森林環境税が県民税、市民

税云々というものについて直接関与するものでないと考えておりますので、これ以上のお答えはできないものと思います。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 昨日、均等割で1人当たり1,000円に課税されると、議場であったんですけど、これは誰が対象になるんですか。

○田中和八委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 あくまでも1,000円というものにつきましては、私どもの住民税の均等割が課税されている方々に1,000円の税額を課すと国のほうで定められておりますので、その制度に則って税条例改正を行ったものです。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 均等割りになっている人というのは、大人から子どもまでなのか、大人だけで、そこが分からないので教えてください。

○田中和八委員長 恐れ入ります。新人なものですから、分からないところをちょっとお伺いしているので、極力お願いいたします。

津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 あくまでも均等割というのは、課税されている方、平たく言いまして、申告されている方、源泉徴収票が出されている方、そういう方々のうち、税額について計算上均等割額が出たということになりますから、それは大人、子ども関係ありません。あくまでも申告なさっている方、会社勤めで源泉徴収票が出されている方、そういう方々を対象にこちらのほうで算定をしております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 1点伺います。附則の第15条の2の2ですけれども、これは納税義務者が自動車メーカーとなっていると思うんですけども、白井に自動車メーカーというものがないと認識しています。ただ、販売店は自動車メーカーであるので、そこに対して請求するという理解でよろしいですか。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。こちらの改正につきましては、自動車メーカーによる不正行為に起因する税額の納付不足額が発生した場合に加算割合を引き上げるものということになります。

す。市内に自動車メーカーがないということにはなるかとは思いますが、そういったところが販売するに当たりまして、そのときの不正行為に関する税制上の抑止策ということになっておりますので、市内にそういうメーカーがなくても、そちらを納税義務者とみなすというようなこととなります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 森林環境税のことなんてすけれども、今までは国から自治体に700万円ぐらい入ってきたけど、これからは市民が払っていくと聞いたんですけど、これはどうしてですか。

○田中和八委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 なぜですかと言われても、私ども困るんですけど、法律的にそのような流れになっておりますので、森林環境税として私どもが賦課徴収したものを、国のほうに県を通して納入いたします。その納入したものを原資として国のほうで算定をして、原資の中で10%を都道府県、90%を市町村にと基準上なっておりますので、正確な私どものところに幾ら来るとかは、今のところはっきりいたしませんけど、制度としてそのようになっておりますから、それでお答えになっているかどうか分かりませんが、あくまで私どもが決めることではないということでお答えをさせていただきます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、議案第12号は森林環境税のことが主な内容になっておりますので、そのことを聞きたいと思うんですが、昨日の大綱質疑でほぼほぼ聞かれていますので、聞くことを探るのが大変なんです。

ただ、1点、市民の側に立ってお尋ねします。今回、森林環境税は、徴収方法は昨日もお話がありました。徴収方法は分かったんですが、今までとこれからと、徴収方法が変わったり、あるいは金額が変わったり、市民にとって、そういったことはあるのでしょうか。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。今までとこれからとどのように変わるのかということについてです。

まず、金額につきましては、森林環境税は国税ということになりまして、1,000円を均等割と合わせて徴収させていただくということになりますけれども、金額につきましては、市県民税のほう、本来市民税が3,000円、県民税が1,000円ということでしたが、平成26年度から今年度、令和5年度までにつきましては、東日本大震災からの復興に際し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、臨時的な税制上の措置として10年間、市

県民税を500円ずつ引き上げておりました、市民税については3,500円、県民税については1,500円を徴収させていただいております。ここで、本年度、そちらが終わります。来年度から、6年度から森林環境税ということで1,000円賦課徴収ということになりますけれども、市民の皆さんにつきましては、復興分の市県民税合わせて1,000円分が来年度はもうかかりませんので、負担としては変わらないということになります。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 分かりました。東北の震災の復興分が終了したので、森林環境税に変わって、同じ金額だけ徴収となりますと。問題は、これからこの森林環境税が、森林環境譲与税として市のほうに返ってきたときに、どう使われていくのかというのが、市民にとっては大変重要なことだと思いますので、そこは今日聞きません。聞きませんが、今後よろしくお願ひしたいと思います。

一緒に質問してよろしいですか。

では、第82条に、軽自動車税の種別割に関して、特定小型原動機付自転車というのが出てきます。特定小型原動機付自転車について伺います。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。こちらにつきましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに電動キックボード等に対応する車両区分として特定小型原動機付自転車が定義され、これを第1種区分とするために、ミニカー区分に除外規定を整備するものとなります。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 特定小型原動機付自転車というのが、電動キックボードということだということですか。これは、実際に電動キックボードが一部の自動車として認められるということになるんですか。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。軽自動車税ということで賦課ということになりますが、どういった内容のものなのかということで御説明させていただきます。こちらにつきましては、原動機付自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とするものということで、その中で、原動機の定格出力が0.6キロワット以下で、車体の大きさとしましては、長さ190センチ以下、幅60センチ以下であること、車体の構造として時速20キロを超えて加速することができない構造でオートマであることなどが基準となっております。こちらが、7月1日から道路交通法の改正に伴いまして、新しい交通ルールの下で運転可能になるんですが、賦課としましては、来年6年の4月1日が、軽自動車税につきましては賦課の基準日ということになっておりますので、こちらが2,000円ということに税率はなりますけれども、来年度から賦課ということになります。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 分かりました。あまり白井市内では、あまりこれに乗っていらっしゃる方、お見受けすること少ないんですけども、東京のほうではすごくいっぱい乗っている方がいて危ないということもあります。ぜひこのことについて、税が賦課されるという話も、市民の方に十分周知していただければと思います。質問ではありません。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

根本委員。

○根本敦子委員 反対討論します。森林環境税の問題で反対します。国の問題で、市は関係ないというか、そういう市長の答弁と同じような回答が返ってきて、でも、市民が実際に1,000円税金が加算されるというところでは、今この不況の中、大変なことだと思うので、私は、いくら国の決まったことで市町村は徴収するだけだといっても、ひとごとのように思わないで、それに対してはきちっと市民としては負担が多過ぎるということを主張していただきたかったと思います。

そういう意味で、私は反対です。

○田中和八委員長 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

討論はないものと認めます。これで討論は終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総務企画常任委員会の所掌する科目について

○田中和八委員長 日程第4、議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総務企画常任委員会の所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。9ページ、10ページ、いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、9ページの真ん中ら辺、12節ですか、委託料、ぬいぐるみ製作委託料、121万円。この説明をもう少し詳しくお願いしたいんですけど。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 お答えいたします。今回の白井市PRに要する経費のうち、消耗品等、この委託料ぬいぐるみ製作委託料を予算計上させていただいておりますが、今回の市のPR事業としまして、ガチャガチャの機械を設けまして、4月11日から運用を開始しております。それがかなり好評を得ておりまして、今回消耗品の部分でガチャガチャの費用を計上しておりますが、それと併せて、今回好評いただいたことから、なし坊のぬいぐるみをつくって、これをPRに積極的に活用していきたいということで今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これはぬいぐるみもガチャガチャに入れるということですか。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 今回、個数につきましては1,000個作成する予定としておりますけれども、結構大きなものになりますので、ガチャガチャの中には入りませんが、一部景品として、当たりくじとして、少しガチャガチャのほうに入れる予定ではございます。基本は、販売を予定しております。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは、白井市のPRに要する経費ということですが、これは誰に対してのPRなんですか。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 お答えします。御指摘のとおり、PR活動になりますので、基本的には市外の方々へのPR事業として、市外で行われるイベントなどに積極的に参加をしまして、そちらでPRを行っていきたくて考えています。そうは言っても、市民の方でも、ぬいぐるみの作成の依頼というのは結構お声をいただいておりますので、必ずしも市外に限定したのではなく、市外の方が身の回りにつけていただくことによってそれをPRする効果を得られますので、基本は市外の方を対象として考えております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 どのようなぬいぐるみなんですか。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 ぬいぐるみを作成する市内の事業者があるんですけども、それは着ぐるみじ

やなくてキャラクターどおりのぬいぐるみをつくっているんですけども、今回は着ぐるみのイメージ、なし坊の着ぐるみです。着ぐるみのイメージをそのままぬいぐるみにするものです。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 なし坊の着ぐるみを1,000個作ると。確認するんですけど、着ぐるみを1,000個ということですか。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 失礼しました。着ぐるみの小さなマスコットになりますけれども、着ぐるみを小さくしたぬいぐるみを1,000体作ると。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、なし坊、要はデザイン1つですよ。1種類。なし坊のぬいぐるみを1,000個作るということによろしいですね。確認ですけども。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 そのとおりでございます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう一度だけ。ちなみに、そのぬいぐるみは幾らで販売する予定なんでしょうか。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 歳入でも出てきますけど、1体1,000円で販売する予定でございます。

○岩田典之委員 結構です。

○田中和八委員長 ほかに歳出について、9ページ、10ページ、ございませんか。

岩田委員。

○岩田典之委員 もう1点、すいません。その下のところの庁舎管理に要する経費じゃなくて、修繕料が30万円、これは当初予算も修繕料30万円となっていて、今まだ6月なんですけども、たしかそれが、修繕料30万が足らなくなったので今回補正をするということだと思います。つまり、そうしますと、当初予算の30万円の修繕料というのは、もうほぼ消えたということなのか、あるいは、その修繕料というのは、いわゆる保険にはかかっていなかったのか、それを確認したいと思います。

○田中和八委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。委員おっしゃるとおり、当初予算で30万円計上されていて、今現在、今年度に入りまして2件の物損事故が発生しまして、その修理代として支出が発生しております。それに伴いまして、ほぼ当初予算は支出してしまっているという状況がありまして、今後の故障、修理等に備えるために、今回、新たに30万円計上したという状況です。

保険に関しましては、今回の事故につきましては保険の対象になっていますので、歳入のほうに入ってくるという状況になっています。

以上です。

○田中和八委員長 9ページ、10ページ、ほかに質疑ございませんか。

それでは、13ページ、8款1項消防費、これについて質疑ございませんか。

根本委員。

○根本敦子委員 消防費災害対策の、国の国庫支出がマイナスになって地方債がプラスになっているじゃないですか。これは、どういう事情で国がマイナスにして、地方債というのはどうして入ったんですか。

○田中和八委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 それでは、お答えします。消防費の防災行政無線デジタル化更新事業につきまして、国の補助金を活用して事業の実施を予定しているところですが、予算計上時と比べて、国に補助金を実際に要望する額が、精査した結果、予算を下回ったということで、下回った額を補填するものとして地方債を充当するというで考えております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

歳出について質疑はよろしいでしょうか。

次に、歳入について質疑を行います。8ページ、歳入、15款2項1目総務費国庫補助金、15款2項5目消防費国庫補助金、19款借入金、21款3項2目雑入のうち、会計年度任用職員と雇用保険負担金の一部及びPRグッズ販売輸入、22款の市債、以上で、歳入の中で質問ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 PRグッズの販売収入が60万円ですよね。先ほど1,000円で1,000個という話だったんですけども、1,000掛ける1,000は60万円ではないので、この説明をお願いしたいと思うんです。

○田中和八委員長 高山秘書課長。

○高山博亘秘書課長 お答えいたします。先ほど歳出で御説明したぬいぐるみの数について1,000個予定しておりますけれども、1年間で1,000個全部使い切るということではありませんで、歳入側としては、一応、半分の500個掛ける1,000円で50万を歳入して見込んでおります。あともう10万円につきましては、先ほど少しお話ししました白井ガチャの1回100円が1,000回使っていただけるということを積算しまして、10万円で、合計60万円の歳入を見込んでおります。

以上です。

○岩田典之委員 結構です。

○田中和八委員長 ほかに、歳入について質疑。

根本委員。

○根本敦子委員 同じです。21の雑入で、会計年度任用職員等雇用保険負担金というのがあるんですけど、これは16ページの会計年度任用職員の共済費として見ているんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。雑入の会計年度任用職員と雇用保険の関係につきましては、職場が負担するものと、それから雇用されている御本人様が負担するものがございますので、今回4月以降に当初予定していなかった職員を会計年度任用職員ということで緊急的に雇用した件数が何件かございますので、その方たちの自己負担分の雇用保険を雑入ということで受けているものでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

次に、総務企画常任委員会が所掌する地方債補正について質疑を行います。

5ページを開いていただけますか。公共施設保全事業、道路橋梁整備事業、都市公園等整備事業、防災行政無線整備事業、ここについて質疑ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いをいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○田中和八委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午後 2時06分